

我孫子市商店街活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域商業の活性化を図るため、商店街団体又は商店街団体を主たる構成員とする団体に対し、予算の範囲内において交付する我孫子市商店街活性化事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、千葉県が作成する千葉県商店会名簿に登載されている地域商業活性化のために組織された次の各号のいずれかに該当する商店街団体又は当該商店街団体を主たる構成員とする団体（以下「商店街団体等」という。）とする。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する商店街振興組合
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号に規定する事業協同組合であって、その組合員の大部分が中小小売商業又は中小サービス業に属する事業を営むものによって構成されているもの
- (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第3号又は第4号に規定する中小企業者（以下この号において「中小商業者」という。）5人以上で構成される法人格を有しない団体であって、その構成員の3分の2以上が中小商業者であるもの
- (4) 前3号に掲げるものに類するものとして市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、商店街団体等の役員等（会長、会頭、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の運営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次のいずれかに掲げる者であるときは、補助金の交付の対象となる団体としない。

- (1) 暴力団員等（我孫子市暴力団排除条例（平成24年条例第7号。次

号において「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)である者

- (2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が暴力団員等であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、商店街団体等が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 活性化計画策定事業 我孫子市の特色や住民のニーズを踏まえた地域商業の活性化を図るための計画策定事業

- (2) 商店街団体活性化事業(活性化取組事業) 地域商業の活性化を図

るための商店街団体等の事業計画に基づく取組

- (3) 商店街団体活性化事業（施設整備事業） 地域商業の活性化を図るための商店街団体等の事業計画に基づく施設整備事業
- (4) 商店街街路灯等維持管理事業 商店街団体が所有する街路灯、アーチ、アーケード又は防犯カメラ（以下「街路灯等」という。）の維持管理を行う事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 法令等に違反する事業
- (2) 特定の企業の利益のみを目的とした事業
- (3) 国、県又は市の他の補助金、負担金等の交付の対象となった事業（千葉県地域商業活性化事業補助金の交付の対象となった事業を除く。）

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする商店街団体等（以下「申請団体」という。）は、事業を開始しようとする日の2月前までに、我孫子市商店街活性化事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業計画書（様式第2号）
- (2) 申請団体の定款又は規約
- (3) 申請団体の組合員（構成員）名簿
- (4) 申請団体の当該年度収支予算書
- (5) 位置図、見取り図、設計概要図等の事業計画図
- (6) 誓約書（様式第3号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請団体は、前項の規定による申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及

び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、我孫子市商店街活性化事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付に関し、条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分に変更（市長が認める軽微なものを除く。）が生じたとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに我孫子市商店街活性化事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、我孫子市商店街活性化事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により、交付決定団体に通知するものとする。

3 交付決定団体は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、我孫子市商店街活性化事業未完了等報告書（様式第7号）により、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定団体は、補助対象事業の完了の日から起算して20日を経過

した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、我孫子市商店街活性化事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業実績書（様式第9号）
- (2) 補助対象事業に係る当該年度の事業報告書（案）及び収支決算（見込）書
- (3) 契約書及び領収書その他の補助対象事業に係る支払を証明する書類の写し
- (4) 関係図面及び完成写真
- (5) 街路灯等維持管理明細表（様式第10号）（商店街街路灯等維持管理事業の場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定団体は、前項の規定による報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の確定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、我孫子市商店街活性化事業補助金確定通知書（様式第11号）により、交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、我孫子市商店街活性化事業補助金交付請求書（様式第12号）に我孫子市商店街活性化事業補助金確定通知書の写しを添付の上、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者として市長が定める者であることが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、我孫子市商店街活性化事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により、交付決定団体に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

第12条 交付決定団体は、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産（次項において「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 交付決定団体は、補助対象事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

（関係書類の整備等）

第13条 交付決定団体は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類（以下この条において「帳簿等」という。）を整備し、帳簿等を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、交付決定団体に対し、帳簿等を調査することができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費		補助率	補助限度額
活性化計画策定支援事業	謝金	委員、講師等外部専門家に対する謝金	5分の2以内	50万円
	交通費	委員、講師等外部専門家の旅費		
	消耗品費及び原材料費	1品につき1万円未満の物品に限る。		
	委託料	計画作成委託費等		
	使用料	施設使用料（会議等で使用する場合に限る。）及び物品の借上費（レンタル等）		
	その他経費	上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用		
商店街団体活性化事業（活性化取組事業）	謝金	出演料、アルバイト代、景品代等	2分の1以内	補助限度額は、次の各号に掲げる商店街団体（交付決定団体が商店街団体等である場合においては、その主たる構成員である商店街団体）の構成員の数に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 1人から10人まで 10万円 （2） 11人から25人まで 20万円
	交通費	委員、講師等外部専門家の旅費		
	消耗品費及び原材料費	1品につき1万円未満の物品に限る。		
	印刷製本費	チラシ・ポスター印刷、商店街ガイドマップの作成等		

通信運搬費	イベント開催等に 伴う通信料に限 る。	(3) 26人から40人 まで 40万円 (4) 41人から65人 まで 70万円 (5) 66人から85人 まで 100万円 (6) 86人から100 人まで 150万円 (7) 101人以上 200万円
保険料	イベント開催等に 伴う保険料に限 る。	
研修費	勉強会・講座受講 料（宿泊を伴うも のを除く。）	
委託料	マーケティング調 査費、イベント外 注費、商店街団体 等のホームページ 作成費等	
使用料	施設使用料（会 議、イベント等で 使用する場合に限 る。）及び物品の 借上費（レンタル 等）	
電気料	イルミネーション 等（一時的なイベ ントに限る。）	
警備費	イベント開催時の 交通整理に限る。	
備品費	商店街団体等の運 営を効果的・効率 的にする物品で、 1品につき1万円 以上のもの	
その他 経費	上記に掲げるもの のほか、市長が特 に必要と認める費 用	

商店街団体活性化事業（施設整備事業）	工事費	空き店舗改装費、景観整備費用、街路灯等の設置・改修・撤去・LED化等	3分の1以内（空き店舗の活用に係るものは5分の2以内）	300万円
	その他経費	上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用		
商店街街路灯等維持管理事業	電気料	商店街団体が設置し、維持管理している街路灯等の毎年1月分から12月分までの電気料金で、当該商店街団体が支払ったもの	2分の1以内	30万円

備考 算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。